



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	公安警察と治安判決（1980-2010）：先制的デモ規制体制の確立〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	許，仁碩
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第14148号
Issue Date	2020-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78891
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Hsu_Jen-shuo_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文題名

公安警察と治安判決（1980-2010）：先制的デモ規制体制の確立

学位論文内容の要旨

戦後、人権指令を凌げ、戦前特高警察の流れを引き続き、日本の公安警察が再建を果たした。再建された公安警察は、同じ戦後から高揚していた社会運動に刺激し合い、戦後民主主義に適応しにきた。その特徴として、治安法の規範密度が低く、法改正より政策、組織、運用面の強化、また立法すれば公安に関する目的を前面に出せず機能的治安立法方式をとることである。その結果、1970年代、いわゆる「警察戦国時代」の終わり頃に、公安警察は警備情報活動及び治安警備実施の両輪を揃え、世論及び社会から支持を勝ち取り、デモ規制体制を確立していた。

そして、1980年以降の30年間、公安警察にとって敵である大規模デモが衰退しつつある。しかし、デモ活動の低迷は、警察の花形と見られていた公安警察にとって、組織資源の減少に繋がりがちなため、次の政策を確立しなければならない。そこで、公安警察の政策方針はデモの準備段階から制圧するから、デモを起きっていない平時から、社会運動組織をデモ起きないように事務所、人員、物資など必要な組織資源を制圧する「先制的デモ規制」に移行した。その軸になっている政策は、一つ目は「物」の暴力化、つまり、暴騒音条例など機能的治安立法の立法と運用によって、ビラ、拡声器、宣伝カーなどデモに必要な物資を制圧することである。もう一つは平時から予め「人」を検挙することである。70年代以降、デモなどの準備段階から早期検挙するための「ローラー作戦」から「日常の事件化」が生まれた。それは、具体的にデモ行動を起こそうとしていなくても、活動家に関わる賃貸借規約、運転免許証、住民票、宅配便伝票など日常的書類から、私文書偽造を始め、免状など不実登載、詐欺など刑法条文によって立件し、強制捜査を発動する政策である。

先制デモ規制が確立できる要件として、公安警察だけでなく、警察全体や公安検察との連携が必要である。そのため、警察内部において警備、公安警察に関する教養を続けしており、社会運動に関する公安警察的な認識及び取締ための必要技術を徹底的に教え込んでいる。また、公安検察は個別事例の捜査、起訴における公安警察との連携だけでなく、新たな事件化手法を試し始めたから、判決を集計、分析し、将来の公安警察活動に活かせることにも重要である。

公安警察が作ったこの事件化の流れに対し、個別事案に審判を行う司法は、歯止めにならなかった。公安警察にとって、裁判所は確かに公安検察のような同じく政策目的を共有している協力者ではない。しかし、常に争点になっている危険存否の論証は、公安警察が構築してきた経験則によって主導され、警察にとって有利な判決結果に繋がっている。また、機能的治安立法の運用によって、争点が集会自由、表見自由など憲法上の権利から脱却しつつあり、社会運動側の弁護の材料になれなくなった。最後は司法の受動性を着目し、新たな警察政策へのチェックはタイムラグがあり、判決が出ても、その影響力は公安警察の政策によって規定されている。結局、公安警察にとって治安判決は「暴力性」の再生産プロセス及び警察活動の「お墨付」になっている。社会運動側から見ると、裁判は法動員によって一つ警察と対抗できる場でもある。しかし、日本の社会運動は十分制度化されず、行政への影響力が低下し続けているために、法廷内で公安警察が確立した「経験則」に対抗しにくく、勝訴しても判決を体制改革の力に転換する回路も欠けている。

上記の考察を踏まえ、幾つ理論的示唆ができた。まずは今までの論争が続いている日本司法と行政の関係性について、政治性が高い治安判決を分析することによって、もう一つ行政による司法への関わる方を示した。従来、司法独立が欠けている論点をとっている学説には、行政が司法人事への介入や暗黙的な人事ルールによって司法判決に影響を与えるという仕組みを主張している。この説に対し、本稿はまず、行政側は政策目的に合致する判決を出すように、意識的に裁判所に送り込む事例類型及び対象を研究、選別している。そして、その規制対象に対する独自の専門知識を構築し、裁判中に客観的前提事実として裁判所に提供し、司法実務見解に影響している。最後は判決を受け、勝敗にもかかわらず、政策目的に合致する方向に解釈、応用し、次の裁判に繋がっていく。つまり、日本の司法は独立性を保っている。しかし、治安判決に限り、公安警察を客観的捜査者と見え、その背後の政策的思惑を見落とし、その公安的論理への検証は抜けている。さらに、行政側は改革する動力が欠けているために、判決による公安警察への影響力は極めて限定されている。結果として、司法は独立しているまま、上記の仕組みによって公安警察政策に影響を受け続け、先制的デモ規制に織り込まれることになった。

他方、警察研究において、司法が独立ファクターとして考察する必要性を示した上、その役割を明らかにした。司法は単なる政府の一部、または法律条文そのものを見做してはなく、独自の行動論理を持って機能している。そのため、日本の公安警察は有利な判決を獲得するために、法的構成要件を研究した上、裁判に工夫しなければならない。一

方で、司法が行政から独立しているだからこそ、治安判決が警察に掛け替えない正当性を与えることができる。他方、社会運動側から見ると、効果が限定されているが、裁判闘争で公安警察を挑み続けている。その闘争は単なる資源をより効率的に防御に回るだけでなく、運動内部の団結及び正当性の維持にも繋がっている。つまり、条件次第だが、司法はいつも直接に、または社会運動を通じ、公安警察政策を動揺する可能性を潜っている。

最後はデモ規制体制における「歴史」の位置付けが明らかになる。戦後日本は戦前の政治犯が解放されたが、公職追放など措置によって加害者への追及は、反共に転じるGHQの思惑によって徹底していないところが、逆戻りになったと言える。今までの日本政府も日本警察も、戦前の特高警察、思想検事、治安維持法など治安体制によって人権を侵害し、市民を弾圧していた歴史について、誤りを認めて謝罪することはなかった。反省が欠けているまま戦後治安体制に移行すると、まず強力的な公安警察の危険性が見落され、社会運動が低迷期に入っても、国家公権力によって抑え込む姿勢は崩すことはなかった。長期保守政権など外部的要因もあるが、歴史への無反省によって社会運動への抑圧的な姿勢は公安警察の「専門知識」の根底に深く根を張っており、「敵」を探し続けている内部的動機も強く影響しているだろう。そのような「専門知識」は、先制的デモ規制対策など政策を開発する動力及び基盤になり、さらに上記の仕組み、例えば思想、組織前歴によって法律上危険性を立証することを通じ、治安判決、さらに社会、世論に浸透し続けているだろう。負の歴史への反省、精算、あるいは「移行期の正義」(Transitional Justice)は法律、とりわけ個別事例の司法判断とは一見無関係なものだが、治安体制の全体的流れと仕組みを考察すれば、不可欠の基礎要素の一つになっていると考えられる。